

新潟県中越大震災に対する特別立法等の措置に関する意見書

去る10月23日夕刻に新潟県中越地域を襲った震度7の大地震は、多くの尊い人命や人々の穏やかな暮らしを奪い、各地で甚大な被害をもたらしました。

特に被災地の中山間地域の多くの人々は、生活再建に向け、過酷な日々を耐え抜いて頑張っておりますが、今なお余震におびえ、しかも雪による二次災害も想定され、精神的にも身体的にも疲弊しております。

一方、今回の新潟県中越大震災は、建築物被害を主とした阪神・淡路大震災とは大きく異なり、地盤破壊や宅地・農地の崩落、大規模亀裂等が各地で発生し、史上まれにみる大規模な地盤災害ともいふべき状況を呈しており、目に見えない地下部分の上下水道等の埋設物や農業施設の被害も拡大しております。

また、被災地自治体や地域住民の生活復興に向けた今後の道程は極めて困難であり、復興事業の実施に伴い、地方自治体は非常に厳しい財政運営を強いられることが明らかであります。早期復興を図るためには、激甚法などの既存の災害復旧制度の枠組みを超え、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に準ずる特別法の制定など国の支援が不可欠であります。

よって、国会及び政府におかれては、新潟県中越大震災の早期復興に向けて、新たな法律の整備や財政支援等に関する特別立法等の措置を講じられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月14日

長岡市議会議長 小 熊 正 志

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防災担当大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣